

監 査 委 員 公 表

橋本市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、橋本市長等から定期監査の結果に基づく措置について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

令和5年3月31日

橋本市監査委員 瀧川 千秋

橋本市監査委員 花岡 孝治

(公 印 省 略)

定期監査結果に基づく措置状況

令和5年3月31日(報告)

課等	監査結果	措置の内容及び状況
職員課	(1) 和歌山県市町村職員共済組合との定期健康診断委託契約の条項に自動延長の条項があるが、長期継続契約以外の後年度予算の裏付けのない契約について、自動更新条項を設けることは出来ないため、契約を見直されたい。 【令和3年度 第2次定期】	(1) 有効期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする令和4年度定期健康診断委託契約を締結し、自動延長の条項がある定期健康診断委託契約については令和4年3月末日をもって解除しました。 【令和4年5月17日 橋財第1-1号】
人権・男女共同推進室	(1) 岸上文化センター以外の各文化センターの貸館使用料の収入がない。貸館使用料の増加に向けて積極的な活動を進められたい。 【令和1年度 第1次定期】	(1) 文化センター利用の案内について市ホームページに掲載しました。また、各館の文化センターだよりも利用の案内を掲載し、使用料の増加に向けて取り組んでいます。 【令和4年5月26日 橋財第1-2号】
	(1) 名古屋文化センター委託事業契約書(委託金15万円)について、他の文化センター委託契約書と同様に「残金の精算」条項を追加されたい。 【令和3年度 第2次定期】	(1) 令和4年度の名古屋文化センター委託事業契約書から、第3条に残金の精算条項を追加しました。 【令和4年5月17日 橋財第1-1号】
総務課(旧管財課)	(2) 市有財産のうち、未利用地、低利用地の利用・売却促進については、現在、管財課において精査が進められているところである。これらについては、市の財源として活用するため、土地の流動化を図り、固定資産税及び不動産売払収入の増収を図るべく、1年に一度は、利用・売却を促進するための検討委員会等を開催し、管財課だけでなく橋本市全体で取り組まれたい。 【平成26年度 第2次定期】	(2) 橋本市不動産審査会規定に基づき、毎年7月に開催する審査会において売却可能と思われる普通財産を精査し、入札及び随時分譲を行っています。売却価格についても価格を下げるよう検討し会議に諮って決定しています。 今後は更に売却が進められるよう、価格については大幅な値下げも検討していきます。 【令和4年5月17日 橋財第1-1号】
	(6) 旧紀見小学校跡地については、進入道路の拡幅工事等により有効活用を図られたい。 【平成28年度 第1次定期】	(6) 旧紀見小学校跡地については、紀見地区公民館と郷土資料館及びあさもよし歴史館、3つの施設を統合した複合施設の建設を進めています。 令和3年度：基本設計 令和4年度：実施設計 令和5年度：建設工事 令和6年4月：公民館開館、令和6年度：資料館内部工事 令和7年4月：資料館開館 【令和4年5月17日 橋財第1-1号】
	(3) 自動車事故について、平成31年2月現在22件と年々増加傾向にある。事故の再発を防ぐための方法を検討されたい。 【平成30年度 第2次定期】	(3) 公用車の事故件数につきましては、平成30年度は24件、令和元年度は21件、令和2年度は7件、令和3年度は3月末時点で10件となっています。 再発防止としましては、事故を起こした職員については、自動車事故審査委員会に所属長と共に出席させ、事故原因等の報告をさせるとともに反省を促しています。 また、橋本警察署から講師を招き各年で研修を受講させています。(平成30年度研修対象者は平成29年度・30年度の事故発生職員、令和2年度研修対象者は令和元年・2年度事故発生職員) なお、全職員に対しても定期的に事故防止のための研修会を実施しています。 (令和2年・3年度はコロナウイルス感染症対策のため、実施していません。) 今後も、総務課としましては、事故防止のため交通安全取組みの指導を行ってまいります。 【令和4年5月17日 橋財第1-1号】

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
総務課	<p>(2) 職員の駐車場使用料徴収について条例化されたい。 (現況：橋本市公共施設指定駐車場使用に関する規程) 【令和2年度 第1次定期】</p>	<p>(2) 職員の駐車場使用料の条例化につきましては、「橋本市行政財産使用料条例」の一部改正を行い、令和3年3月議会で議決され、令和3年4月1日から施行しています。 【令和4年5月17日 橋財第1-1号】</p>
	<p>(3) 金庫内に商品券15,000円、図書カード2,000円(平成27年度開催スッキリ快ZENコンテストの副賞と参加費)が保管されていた。また、金庫の鍵の貸与簿を作成されたい。 【令和2年度 第1次定期】</p>	<p>(3) コンテストの副賞と参加賞につきましては、処分いたしました。 金庫の鍵の使用管理簿は、ご指摘後令和3年11月から作成しています。 【令和4年5月17日 橋財第1-1号】</p>
税務課	<p>(1) 所管団体の通帳・印鑑は、金庫に保管されたい。また、金庫等の鍵の貸与簿を作成されたい。 (所管団体：橋本伊都公共料金等暴力対策協議会) 【令和2年度 第2次定期】</p>	<p>(1) 定期監査の結果を受け、所管団体の通帳・印鑑は、税務課内の金庫にて保管をすることとしました。また、当該金庫の鍵の管理については、貸与簿を作成済です。 【令和4年7月11日 橋財第1-3号】</p>
	<p>(2) 所管団体の支出事務は、支出伝票で対応されたい。 【令和2年度 第2次定期】</p>	<p>(2) 所管団体の支出事務について、橋本伊都公共料金等暴力対策協議会は1市3町の輪番制で所管することとなっています。令和3年度についてはかつらぎ町が所管することとなっており、令和3年3月31日にかつらぎ町へ引継を行いました。 橋本市が所管していた令和2年度においては所管団体の支出事務は発生しなかったため、次回以降、橋本市が所管することとなった際の支出事務については支出伝票で対応することといたします。 【令和4年7月11日 橋財第1-3号】</p>
出納室	<p>(1) 金庫内に死亡行旅人預り金(897,080円)が令和元年7月9日から長期間、保管されていた。相続財産管理人の対応等について弁護士と協議し、遂行されたい。また、金庫等の鍵の貸与簿を作成されたい。 【令和2年度 第2次定期】</p>	<p>(1) 令和3年10月28日に当該預り金の相続財産管理人への引き渡しを完了いたしました。また、金庫の鍵について指摘後すぐに貸与簿を作成し、管理をおこなっております。 【令和4年5月17日 橋財第1-1号】</p>
こども課	<p>(1) 過年度児童扶養手当返還金における分納誓約等の納付遅延については、速やかに交渉し、回収を行われたい。 【平成30年度 第2次定期】</p>	<p>(1) 令和3年度時点で平成30年度過年度児童扶養手当返還対象者は1名で、返還計画通りに返済され令和4年3月11日をもって返還完了しました。 【令和4年10月28日 橋財第1-5号】</p>
農林振興課	<p>(1) 委託契約に報告・検査(検収)・請求条項の記載がない。次回契約時には条項を見直されたい。また、委託事業完了後の支払いについては、完了報告書等の受領、当該書類に基づく検査(検収)、請求書の受領といった手順を踏んで、適正に支出されたい。 【平成29年度 第2次定期】</p>	<p>(1) 令和3年度の契約から条項の見直しを行い報告・検査・請求条項を追加しました。また支出手続きも契約通りの手順を踏んでおります。 【令和4年5月17日 橋財第1-1号】</p>

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
福祉課	<p>(1) 橋本市保健福祉センター使用料については、使用料が減少しているのので、増加のための方策を検討されたい。 【平成28年度 第1次定期】</p>	<p>(1) 橋本市保健福祉センター（以下「保健福祉センター」という。）の施設利用許可については、橋本市保健福祉センター設置及び管理条例並びに同施行規則に基づき、利用許可及び使用料減免の判断を行っています。</p> <p>保健福祉センターの利用者については、原則として保健福祉センター設置管理条例第3条の事業に関連する利用の場合のみ認めており、社会福祉協議会をはじめ本市に登録されている市内各種ボランティア団体やNPOが条例第3条に係る事業や活動のために利用することが多く、利用者のほとんどが橋本市保健福祉センター施行規則第6条の使用料の減免に該当する団体等であることから、有料の貸館利用が少ないのが現状です。</p> <p>このため、使用料増加のための方策として、市民に直接関係する税務署が実施する確定申告や国、県の関係機関が行なう相談業務など保健福祉センター事業に直接関係のない事業であっても、市民の利益や利便性等を考慮したうえで使用を許可し、使用料の増加を図りました。</p> <p>令和3年度は新型コロナウイルス感染症ワクチン接種にかかるコールセンター業務や接種会場として、保健福祉センター2階会議室、栄養指導室、多目的ホールを長期に渡り使用したことから、使用料は8,297,415円となり、平成28年度の395,425円と比較して増加しています。 【令和4年7月11日 橋財第1-3号】</p>
	<p>(2) 橋本市保健福祉センター総合管理委託業務のうち資格を要しない業務については、障害者優先調達推進法に基づく障害者雇用やシルバー人材センターへの委託を活用できないか検討されたい。 なお、現在図書館及び再開発住宅の清掃等で法に基づく障害者雇用が実施されている。 【平成28年度 第1次定期】</p>	<p>(2) 令和3年度から令和5年度において、一括委託による経費節減を目的に、本庁舎、保健福祉センター、教育文化会館および公用車集中管理業務について総合管理委託業務として指名競争入札により事業者を選定しています。現在は、近畿ビルサービス株式会社へ委託しているところです。</p> <p>総合管理委託業務の中で、資格を要しない業務としては、施設内共有部分（廊下、ロビー、トイレ、会議室）の清掃や敷地内の除草などが考えられます。</p> <p>伊都振興局のトイレ掃除を請負っている伊都障がい者就労支援センターと協議をしたところ、清掃人員確保のため、橋本・伊都郡内の障がい者福祉施設と協力して人員の確保に努めているが、現状ではこれ以上、障がい者雇用としては請負えないとの回答がありました。</p> <p>その理由として、「清掃作業は一定以上の作業が出来る人が必要であること」「毎回、指導者として施設職員の同行が必要であるが、現状ではこれ以上の運用調整が出来ないこと」が挙げられました。</p> <p>保健福祉センターでは施設利用者も多く、トイレや会議室など一定の時間内での清掃作業が求められることもあり、障害者優先調達推進法に基づく障害者雇用やシルバー人材センターへの委託を検討しましたが、現在のところ指名競争入札による委託契約を行っています。</p> <p>なお、シルバー人材センターについては、福祉課管理の丸山公園の除草剤散布をお願いしているところであり、今後も引続き委託できる事業について検討していきます。 【令和4年7月11日 橋財第1-3号】</p>

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
福祉課	<p>(1) 生活保護法第63条返還金、生活保護法第78条徴収金の調定計上漏れについて、今後事務処理を適正に行われたい。 【平成30年度 第2次定期】</p>	<p>(1) 生活保護法第63条返還金、生活保護法第78条徴収金の調定について、以前は、納付書を送付した後、入金伝票を確認したうえで、調定伝票を起票していましたが、指摘を受け、納付書送付に合わせて調定伝票を起票するようにしました。これ以降、調定計上漏れはなく、適正な事務処理ができています。 【令和4年7月11日 橋財第1-3号】</p>
	<p>(3) 訪問入浴サービス事業においては、現在利用者2名である。今後、他の民間業者のサービスに移行し、事業の廃止も検討されたい。 【平成30年度 第2次定期】</p>	<p>(3) 在宅入浴サービスは、外出困難な方が利用するサービスです。全身性障がい者(両上肢、両下肢のいずれにも障害が認められる肢体不自由1級の者)であって本事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障がい者の居宅を看護師又は准看護師1人、介護職員2人が訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護で、市町村地域生活支援事業の補助事業のひとつです。 令和4年4月現在の利用者は2名で、両上下肢に重度の障がいを持つ、特別障害者手当を受給する重度の障がい者で、褥瘡の防止や身体の清潔を保持するため、週2回を限度として利用しています。うち1名については徐々に施設通所もできるようになり、週1回の利用となっています。 介護保険事業においても訪問入浴サービス事業があり、令和4年1月現在の利用者は59名です。障がい訪問入浴サービス利用者の2名は、現在60歳と49歳ですが、いずれは介護保険制度に移行、または在宅での生活が困難となり施設入所となると思われます。 ヘルパーが水着を着用し一緒に入浴することでかろうじて自宅の浴室で入浴できている障がい者(児)で、今後、体が大きくなったり、身体拘縮が進むことにより、将来この事業を利用しなければ入浴が困難となる方が数名いる現状があることから、市民の福祉の増進を図るため本事業を廃止することはできないと考えます。 今後も利用者に対し、施設通所等の社会参加を勧め、他の民間事業者の施設における入浴サービスへの移行を促していきます。 【令和4年7月11日 橋財第1-3号】</p>
	<p>(1) 行政財産使用許可の申請手続きをされたい。(橋本市障害者施策推進協議会、橋本市遺族会、橋本市民生委員児童委員協議会) 【令和2年度 第1次定期】</p>	<p>(1) 福祉課では、橋本市障害者施策推進協議会(担当：障がい福祉係)、橋本市遺族会(担当：社会福祉係)、橋本市民生委員児童委員協議会(担当：社会福祉係)の事務局を持っています。 この度の指摘を受け、橋本市公有財産規則第13条の規定に基づき、令和2年度から行政財産使用許可申請手続きを行うこととしました。令和2年度以降、使用許可を受けています。 【令和4年7月11日 橋財第1-3号】</p>
<p>(2) 金庫等に現金30,000円(平成30年度民生委員公務災害の給付金)と1,454円(職員立替払分、平成29年度橋本市民生委員協議会・高齢者福祉部会返金分)が保管されていた。これでは、橋本市会計事務規則第102条に基づく引継ぎがなされていない。今後は、引継ぎを正確にされたい。また、金庫等の鍵の貸与簿を作成されたい。 【令和2年度 第1次定期】</p>	<p>(2) 橋本市会計事務規則第102条に基づく引継ぎについては、現金管理簿を作成し、引継ぎの漏れがないようにし、現金は長期の保管を行わないようにしています。 金庫等の鍵の貸与簿は、開錠は暗証番号によるため、鍵の貸与簿は作成していないものの、令和2年11月17日以降、「印鑑、通帳等持出簿」により、金庫内の現金、印鑑、通帳等の持ち出しの際に所属長の承認を得るよう見直しました。 【令和4年7月11日 橋財第1-3号】</p>	

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
福祉課	<p>(4) 橋本市遺族会の補助金：令和2年度支出分を令和元年度分に会計計上している。 今後は、支出の年度内に会計計上されたい。 【令和2年度 第1次定期】</p>	<p>(4) 会計年度における収入支出の認識を改め、橋本市遺族連合会事務局担当職員だけでなく、係及び課として予算の執行について留意し、令和3年度においては収入支出を年度内に会計計上しています。 【令和4年7月11日 橋財第1-3号】</p>
まちづくり課	<p>(2) 橋本駅前駐車場は、市民の利用効率を優先に維持管理が実施できるよう料金設定、委託料について見直されたい。 【平成30年度 第1次定期】</p>	<p>(2) 使用料の見直しにより検討した結果、現行の使用料を据え置くこととなった為、料金見直しの必要なしと致します。また、委託料については、古佐田区と年間¥572,880円で契約しており、トラブル発生時の365日24時間対応、精算機の料金回収業務、毎月の利用状況報告を行っており、金額としては妥当と判断します。 【令和4年9月28日 橋財第1-4号】</p>
	<p>(2) 行政財産使用許可の申請手続きをされたい。 (所管団体：市民憩いの広場維持管理委員会) 【令和2年度 第2次定期】</p>	<p>(2) 定期監査の結果を受け、行政財産使用許可の申請手続きを行っています。 【令和4年9月28日 橋財第1-4号】</p>
	<p>(3) 所管団体の通帳・印鑑は、金庫に保管されたい。また、金庫等の鍵の貸与簿を作成されたい。 【令和2年度 第2次定期】</p>	<p>(3) 定期監査の結果を受け、通帳・印鑑は鍵のかかる机にて保管し、鍵の貸与簿も作成しました。 【令和4年9月28日 橋財第1-4号】</p>
水道施設課・浄水場 水道経営室	<p>(2) 水道料金収納業務委託は、契約期間が自動更新となっているが、次年度以降の支出を伴う債務を負担する債務負担行為がなされていない。今後は下記によりいずれかの対策を講じられたい。 ①債務負担行為を設定する。 ②自動更新の契約条項を削除し、毎年契約を更新する。 ③契約条項中に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の条件を追加する。 【令和2年度 第2次定期】</p>	<p>(2) 当該水道料金収納業務委託について、契約書の内容を含めた業務見直しを行った結果、当該契約を令和3年度をもって契約を終了しました。 【令和4年10月28日 橋財第1-5号】</p>
	<p>(3) 支出負担行為について一般会計と同様に承認されているが、支出負担行為伝票や支出負担行為兼支出伝票等の記載がないので、上下水道事業会計規程を見直しされたい。 【令和2年度 第2次定期】</p>	<p>(3) 令和3年3月3日に「橋本市上下水道事業会計規程」の一部を改正し、第31条に支出負担行為についての条文を追加しました。 【令和4年10月28日 橋財第1-5号】</p>
生活環境課	<p>(1) 橋本市衛生自治会について、行政財産使用許可の申請手続きをされたい。 また、令和3年度支出分が令和2年度決算に会計計上されていた。今後は、支出年度内に会計計上されたい。 【令和3年度 第2次定期】</p>	<p>(1) 橋本市衛生自治会について、令和4年度において行政財産使用許可の申請を完了しております。また、支出分における年度間の会計計上誤りについては、今後誤りなく支出年度内に会計計上いたします。令和3年度決算については、令和4年3月31日までの支出で処理を完了しました。 【令和4年5月17日 橋財第1-1号】</p>